

報告第 10 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 23 年 12 月 8 日

三朝町長 吉田秀光

専決第 10 号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 11 月 17 日

三朝町長 吉田秀光

1 和解の相手方

三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、相手方所有の物件について、次のとおり原状復旧をするものとする。

(1) 破損物

ブロック塀一式

(2) 場所等

三朝町大字牧地内

(3) 復旧費用

100,380 円

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

平成 23 年 10 月 21 日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字牧地内

(3) 交通事故の状況

町の職員が、公務のため公用車を運転中、町道牧中央線を左折しようとしたところ、当該車両の左側面が相手方敷地内のブロック塀に接触し、当該ブロック塀を破損したものである。

専決第 11 号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 11 月 17 日

三朝町長 吉田秀光

1 和解の相手方

鳥取県

2 和解の要旨

町は、相手方が管理する道路施設等において、交通事故に起因する次の損傷物の原状復旧をするものとする。

(1) 損傷物

欄干一式

(2) 場所等

主要地方道鳥取鹿野倉吉線 三朝町大字坂本地内

(3) 復旧費用

116,550 円

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生日

平成 23 年 10 月 23 日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字坂本 1564 番地（宮中方先路上）

(3) 交通事故の状況

町の職員が運転する公用車が町道宝太神線から主要地方道鳥取鹿野倉吉線に左折進入する際、車両の左側面が相手方の管理する橋の欄干に接触したものである。

